

【道路用地寄附申込に当たってのよくある御質問】

■ 提出書類について

Q1 提出に当たって、どのような資料が必要ですか？

A1 ① 寄附採納事前相談

道路用地として土地の寄附の申込みをされる方は、あらかじめ、書面により下記の資料を各一部道路課へ提出してください。

※ 場合により、提出書類について、提出不要となる場合もあります。

(1)	寄附申込事前相談
(2)	案内図
(3)	公図
(4)	実測図
(5)	土地全部事項証明書
(6)	委任状
(7)	その他必要と認めるもの

② 寄附申込書

寄附採納の受入条件を満たした後に、下記の資料を各一部道路課へ提出してください。

(1)	寄附申込書
(2)	案内図
(3)	公図
(4)	実測図
(5)	道路構造図
(6)	登記原因証明情報・承諾書
(7)	印鑑証明書
(8)	土地全部事項証明書
(9)	委任状
(10)	その他必要と認めるもの

Q2 公図の写し、実測図及び土地全部事項証明書は、法務局で発行したものでないと受け付けしてもらえませんか？

A2 可能な限り、法務局備付けの書類が望ましいですが、ご相談ください。

Q3 委任状はどういう場合に必要ですか？

A3 土地所有者様が代理人に寄附申込に係る手続を委任される場合にご提出いただく必要があります。

Q4 事前相談を提出する際、実印での押印が必要ですか？

A4 事前相談は、認印で構いませんが、寄附申込書に係る書類一式については、実印での押印をお願いします。

Q5 道路構造図が見当たらないのですが、必ず提出しなければなりませんか？

A5 今後本市が管理していくことを踏まえると、できる限り提出していただきたいですが、どうしても不明な場合は、不要です。

Q6 その他必要と認めるものとして、住民票が挙げられていますが、こういった場合に提出する必要がありますか？

A6 印鑑証明書に記載された住所と土地全部事項証明書(登記簿謄本)の住所が異なる場合は、住民票が必要になります。

■ 維持管理について

Q1 所有権移転後は、申請地部分を市で維持管理してもらえますか？

A1 所有権移転後は、市にて維持管理させていただきます。

ただし、直ちに整備させていただくものではありませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

■ その他

Q1 事前相談を申請することができるのは、どのような人ですか？

A1 申請地の利害関係人であることが必要です。また、寄附申込書については、申請地の所有権を有していることが必要です。

Q2 申請地の一部を寄附採納する予定ですが、未分筆のままでも構わないですか？

A2 寄附申込事前相談の申請時においては、分筆登記が終了しなくても構いませんが、寄附申込書の提出時までには分筆していただく必要があります。

Q3 申請地の一部を寄附採納する予定ですが、抵当権が設定されたままでも構わないですか？

A3 寄附申込事前相談の申請時においては、抵当権が設定されたままでも構いませんが、寄附申込書の提出時までには解除していただく必要があります。

Q4 事前相談を提出してから所有権移転までどれくらいかかりますか？

A4 約6週間ほど御時間をいただいておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。なお受入れ条件を満たしていただくのに要する時間は含んでおりません。

(事前相談提出～通知文作成:約3週間程度)

(寄附申込書提出～所有権移転登記完了:約3週間程度)